

内側／外側：女性と国際法

— フェミニスト国際法学と女性差別撤廃条約の30年 —

ヒラリー・チャールズワース
(オーストラリア国立大学教授)

はじめに

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」は、今年30周年を迎えます。記念日というのは、多くの場合、恣意的な時間の区切りではありますが、Frank Kermodeが指摘するように、誰もが気づいているひとつの終わりを提示し、“我々が複雑な思いで慰めを見出す” 里程碑でもあります。記念日は、“我々の実存主義的な不安を歴史に投影” させてくれます¹⁾。私たちはこれまでを振り返りかえることで、過去よりも未来がなぜか明るく良いものになると想像することができるのです。

女性差別撤廃条約は、女性の国際的なアクティビズムの象徴であると考えられており、その30周年は、フェミニスト国際法学の現状を振り返る機会でもあります。本稿においては、フェミニスト批評と国際法における変化の關係に焦点を当てたいと思います。

最初に、国際法におけるフェミニスト研究に関する研究を簡潔に紹介し、フェミニストたちは、女性のエンパワメントに関する言語を国際法に持ち込むことには成功したが、現実においてそれらの言語に生命を与える方法を見出すことにはそれほど熟達していないことを論じます。次に、女性の権利の分野における国際法の進展について、特に女性差別撤廃条約をフェミニストの視点から検討し、国際法は、女性の平等に関する限定的な考えのうえに成り立っており、この概念について私たちの理解を広げていかな

なくてはならないことを提案したいと思います。

1 国際法におけるフェミニスト研究

国際法のフェミニスト分析は20年ほど前に始まり、様々なかたちをとってきました。フェミニスト研究におけるひとつの潮流は、立法の場における女性の不在や排除を記録し、国際法の発展における女性の関わり方を扱うものです。国際的な制度は、こうした批判の格好の対象になってきました。人権分野におけるこのタイプの批判の例には、次のようなものがあります。

・人権基準の形成過程および実施における女性の不在。2009年において、8つの国連人権条約機関の計125名の委員のうち、女性は51名(41%)であった。しかし、その51名のうちの29名は、女性差別撤廃委員会（以下、CEDAW）(22名中20名が女性)と子どもの権利委員会（18名中9名が女性）の2委員会に集中している。子どもの権利委員会は、男女同数の委員を有する唯一の委員会である。これに対し、人種差別撤廃委員会の委員17名のうち女性は1名である。国連人権システムの機関の多くにおける女性の不平等な代表状況は、それ自体が人権問題であり、女性が国際機関の活動に参加する機会を“男子と平等の条件でかついかなる差別もなく”確保するという義務²⁾に反している。この問題は、伝統

的な人権法典 (human rights canon) における偏った関心という問題にも関連している³⁾。

- ・女性にとって特に重要な問題が、伝統的な人権法典においてカバーされていない。たとえば、非識字、開発、性暴力の問題は、“ソフト”・ロー文書では扱われているが、法的拘束力を持つ規範の対象にはなっていない。さらに、国際法は、人権の第一義的な侵害者として国家に焦点を当てているが、より重要なのは、貸付に際して女性の生活に悪影響を及ぼすような社会的・経済的条件を課すことのできる国際金融機関など、非国家主体の活動である。
- ・伝統的かつ男性中心的な意味において、女性が人権侵害に苦しんでいることが明らかでない場合においても、女性の侵害に関する関心や報道は、男性の権利が侵害された場合に比べると、著しく少ない。たとえば、国連人権委員会（現在の人権理事会）の特別報告者たちは、概して女性の人権侵害を無視してきた。人権侵害の調査や記録の方法は、しばしば女性に対する虐待をあいまいにするか、むしろ覆い隠してきたのである。

フェミニスト研究におけるもうひとつの流れは、国際法の形成においてジェンダーが果たしてきた役割に注目してきました。ここでは、法の言語とそのイメージおよびそれらがジェンダー化されたカテゴリーに依存していることについて研究が行われてきました。国際法は、合理性、客観性、抽象性といった伝統的に西洋の男性性と関連づけられてきた特徴を標榜しており、感情、主観性、文脈にそった思考などと対立するものとして定義されています。国際法が主張する普遍性は、そのジェンダー化された性格を隠蔽するものです。この種の批評には、次のようなものがあります。

- ・女性の人権の象徴である女性差別撤廃条約に生命を与えた平等や非差別の概念は、男性が定義した条件においてのみ平等を約束しているという意味で限定的である。これらの概念は、女性に対する構造的な差別の効果を認識することなく、女性が同じような状況にある男性と同様に扱われることを求めるものである。さらに、女性の権利は、男性との関係における非差別の問題としてのみ提示されている。しかし、女性にとっての基本的な問題は、単に男性との比較における差別的待遇だけではない。女性は、公的世界においても私的世界においても、真の経済的、社会的、政治的力を欠いているために、不利な立場に置かれている。このような理由により、女性差別撤廃条約における比較的広い差別の定義でさえも、世界中で女性が直面する問題に対しては、鋭さを欠くことになる。
- ・人権法は、公的領域で生じる活動に焦点を当てているという意味で、ジェンダー化されている。たとえば、国際的に認められた拷問の定義では、“公務員”の関与が必要とされ⁴⁾、労働権の保障は、公的領域における有償の労働力に対して適用される⁵⁾。多くの女性がこうした意味での人権侵害に苦しんでいる一方、女性の生活にとって世界規模でより重要なのは、“私的”領域において生じる権利の侵害である。
- ・女性の権利の侵害の多くは、特定の宗教や文化的慣習の一側面であるという理由で正当化されている。宗教の自由や文化的一体性 (cultural integrity) の権利は、しばしば女性の権利に対する“切り札”として利用される。文化的多様性への関心は人権一般との関係において語られるが、“文化”が他のどの分野においてよりも女性の権利の文脈において頻繁に取

りざたされているということは、衝撃的である。この問題は、アフガニスタンやイラクなど、多くの“紛争後”の環境において生じている。国際社会が文化に付与している敬意は、あたかも文化の内部には多様性が存在しないかのような一枚岩的な見方に依拠している。事実、すべての社会的価値と序列は、それぞれの時間的枠組の中で、文化の形態として描かれる⁶⁾。文化は、国際的な制度を含めてあらゆる制度を形作る。支配的な文化は往々にして保守的であり、女性の参加を奨励するものはほとんどない。以上が、なぜ地域的な文化の主張によって女性の権利が損なわれてきたかについての説明であるが、問題となっていたのが人種差別であれば、このような議論は容認されなかったであろう。

フェミニスト分析における明らかな国際法の限界にもかかわらず、国際法は、フェミニストの奮闘においては常に変革とエンパワメントの源泉として引き合いに出されてきました。そして、このような状況が、フェミニスト国際法学の研究の内部にある種の緊張関係や、時には深く断絶した政治を作りだしてきたのです⁷⁾。

フェミニスト国際法学の著作は、ともすれば互いに友好的であるとはいえない広範な理論的立場に依拠しています。たとえば、女性に特有の態度、利益、経験があるという考え方や、再構築された国際法は真に公平な形態の正義をもたらすという議論とが結びつけられることがあります。これは、理論的に矛盾しているとか夾雑であるという批判を招いてきました。Nathaniel Bermanは、フェミニスト国際法学者は国際法の原則や構造を批判するが、女性の地位向上キャンペーンでは、戦後国際主義の拡張主義的精神に依存していると指摘しています⁸⁾。

このような批判は、フェミニスト理論は、当

該分野の知識に徹底する男性性を分析するという自らの役割と、フェミニストの政治的目標に対応するという役割との間の深い緊張関係に基づいているという Elizabeth Grosz の観察を例証するものでもあります。政治的な目標を明示的に掲げているために伝統的学術界から激怒される一方で、男性が支配する理論世界に埋没しているとしてフェミニスト活動家たちからも怒りを向けられるのです⁹⁾。

過去20年間のこの分野における重要な学術的著作のおかげで、今では、いくつかのフェミニスト的概念が国際法およびその組織のレトリックに取り込まれるようになりました。国際的な女性グループは、国際法秩序に関するフェミニスト批評を取り上げてきました。しかし、多くの分野において進歩は限られたものでしかありません。フェミニストにとっての問題は、周縁に追いやられるか、牙を抜かれ変革のための鋭さを失っています。

フェミニスト的思考は、学術界でも良い状態にあるわけではありません。フェミニスト国際法学の研究は、一般に、自らを主流の国際法との対話として提示します。私たちは、主流国際法に対して、法を適用したり発展させたりするときに、女性の人生も考慮してほしいと要求し、国際法原則の前提を批評し、参照領域の拡大を要請してきました。この対話は、しかし、ほとんど完全に一方的です。対話というよりはモノログです。主流派からフェミニストの疑問や批評に対する回答を得ることは著しく困難です。フェミニスト研究とは何か余計なもので、学問分野のふちを飾るフリルのようなものなのです。

幾人かの批判的かつ進歩的な研究者は、時に脚注においてフェミニスト研究に触れ、読むべきものは読んでいるということを示そうとしますが、フェミニスト的思考が真剣に扱われることはほとんどありません。認識もされなければ、議論も反駁もされないのです。同様に、国際法判例集も多くの場合、“概論”や“理論”部分にフェミニストの論文から1つか2つの段落を

引用して、度量の広い著者を擁していることを示そうとしますが、フェミニスト批評は、多くの場合申し訳程度に登場するだけで、対象分野全般にわたって活用されることはありません。フェミニスト理論は、国際法学研究における学術的ゲッターなのです。

フェミニスト国際法学者たちは、しばしば“国際法への新アプローチ (New Approaches to International Law)” という括りに分類されますが、フェミニスト的概念とこうした批判的理論家たちとの間には、ある種の緊張があります。たとえば、David Kennedy の著作は、国際法の暗部を掘り下げるものです。彼は、法を倫理的、政治的選択における責任を回避する方法として理解しています¹⁰⁾。この点において、国際法はその矛盾と不明瞭さゆえに研究に値しますが、それは幻影的な利益をもたらすものでしかありません。これに対して、フェミニストは、規範的なプロジェクト、特に女性の平等を達成するというプロジェクトに積極的に関わるものです。概してフェミニストの法律家たちは、正しい種類の国際法は女性の平等を達成する、少なくともある程度は達成するものであると想定しています。

国際法におけるフェミニスト的概念についての議論や取組みの大部分は、他の(分野の)フェミニストからもたらされているということは衝撃的です。ですから、国際法の残りの分野が私たちを無視したとしても、フェミニストは、他のフェミニストの前提に見られる問題やアプローチに注意を向けることで、内部批評という押しも押されもしない産業を生みだしてきたというわけです。

こうした批評の例として、第三世界フェミニストやポストモダン・フェミニストによるものがあります。たとえば、Ratna Kapur は、国際人権運動が第三世界女性の置かれた状況、特に暴力とトラフィッキングを論じる際に用いられる、彼女が“犠牲者化 (victimization)” レトリックと呼ぶものを研究しています。Kapur

は、女性の犠牲者性 (victimhood) は国際的に共通であるという仮定は、女性を脆弱で無知な存在として提示し、女性をあるべき場所に押しとどめる役割を果たしていると論じています¹¹⁾。彼女は、女性の抑圧の中心点として性 (sex) に注目することを批判し、人種、富、階級、宗教といった要素を考慮することで、女性の人生についてより複雑な理解が必要であると主張しています。

Karen Engle は、国際的なフェミニスト活動の明らかなサクセス・ストーリーのひとつである、旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷におけるレイプの犯罪化を取り上げています¹²⁾。彼女は、この戦略は、女性は性暴力の受動的な犠牲者であるという見方のうえに作られたもので、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争における女性の苦悩の一面的な見方を体現しているのではないかと述べています。Engle は、訴追という戦略について、民族的差異を具現化する実践的な効果と、紛争時における性的なエージェンシーの可能性を否定する法的、道徳的效果とをもたらしたと論じます。また、彼女は、フェミニズムの名においてなされたいかなる主張の効用にも懐疑的であり、変革は富の再分配のような経済的改革に依拠すると示唆しています¹³⁾。

もうひとつの国際法分野におけるフェミニストの著作に関する“内部”批評は、Janet Halley の *Taking a Break from Feminism* (フェミニズムから休憩をとる) という本によって提示されています。Halley は、フェミニズムは“EU、人権エスタブリッシュメント、世界銀行においてさえ”、“物事を牛耳っている”と主張します¹⁴⁾。“セクシュアル・ハラスメント、子どもの性的虐待、ポルノグラフィ、性暴力、反売春および反トラフィッキング・レジーム……は、ストリートを離れて、国家に入ってきた”¹⁵⁾。彼女は、暫定的国際刑事法廷に向けられたフェミニストのアクティヴィズムは、国際刑事法の発展に主要な影響を及ぼしたと述べ、“女性、セクシュアリティ、母であること、そ

の他の専門家として自らを位置づけることで、フェミニストは、権力の殿堂を歩いている”と結論します¹⁶⁾。Halleyは、フェミニズムは自らの権力を認識しておらず、“路上で轢かれた男性”を作り出していると非難しています。

ある程度まで、フェミニスト内部の議論は、研究者と活動家の間の分断を示すものであるといえます。研究者は、フェミニスト理論の前提を精査し、夾雑さや矛盾を攻撃することに、より積極的です。一方のNGOや国際機関でフェミニスト的課題を掲げて活動する人々は、これに比して、一般に大きな目標に向かって熱心に働いており、フェミニズムと、より多くの女性が決定に参加することや国際法を女性を助けるために活用することを関連づけています¹⁷⁾。このようにならかなり大まかな区別をするならば、一般に研究者は国際法におけるフェミニスト分析の瑕疵や断層の特定に関心があり、NGOや国際機関のフェミニストたちは、フェミニスト的課題を明らかに価値のあるものとして受け入れる傾向があるということができるといえるでしょう。

私は、状況は、フェミニスト分析の熱狂的支持者あるいは批判者が主張するよりも複雑であると考えています。今では国際的な舞台において、フェミニスト的概念がある程度尊重されていることは明白です。ひとつの例は、女性の権利とエンパワメントに関する言語が平和構築の文脈—その最も有名なものは2000年に採択された安全保障理事会決議1325号ですが—で使われるようになったことがあります。この決議は、“平和と安全保障の問題に関する意思決定のテーブルにおいて、正当かつ平等な場所を占めるために”女性の能力向上を支援すると述べています¹⁸⁾。もうひとつの例は、2001年のアフガニスタン侵攻において、女性の権利が持ち出されたことです¹⁹⁾。

一方で、批判をする人々は、フェミニスト分析の力を過大評価しています。国際的なフェミニスト・プロジェクトは、女性のエンパワメントにおいて限定的な成功しかなし得ていません。

女性の平等などのフェミニスト的コミットメントは、国際法の発展に影響を与えはしましたが、部分的に取入れられただけで、文脈とは無関係に、あるいは受益者と目される人々への共感によって実施されているにすぎません。Dianne Ottoは、多くの機関がフェミニスト的語彙を許容するようにはなったが、それも、フェミニスト的概念との“選択的関わり”、説明責任システムの欠如、女性に対するステレオタイプの再出現によって損なわれていると指摘しています²⁰⁾。彼女は、決議1325号は安全保障理事会の“正当性の旗印”を補強するために採択されたにすぎず、女性に対する構造的差別に対応していないと指摘しています²¹⁾。

これは、国際法におけるフェミニスト的メッセージとフェミニスト的方法論の区別を明確に表すものです。前者はレトリックとして影響力を持ちますが、後者は無視されています。フェミニスト的メッセージは、しかし、“世界旅行(world travelling)”²²⁾のようなフェミニスト的技法によって展開されて初めて生産的なものとなります。これには、私たち自身の歴史的、文化的背景を明らかにし、他の女性たちが私たちをどのように見ているかを理解しようと努め、他の女性たちの人生の複雑さを認識することが関わってきます²³⁾。

フェミニスト的方法論は、女性の平等への処方箋は、私たちが助けたいと思っている女性たちのニーズや欲求に対応するものでなくてはならないことを示唆しています。こうしたニーズの理解は常に容易なわけではなく、忍耐と共感が必要です。ですから、挑戦すべきは(Halleyの表現を借りれば)フェミニズムから休憩をとることではなく、フェミニストの政治プロジェクトを支援するための実用的でニーズに対応したフェミニスト的方法を考え出すことなのです。

2 女性の権利に関する国際法の発展

国際的な女性の権利保護の主たる焦点は、性

に基づく平等待遇の権利と非差別に当てられてきました。国連憲章（1945年）は、両性の平等を規定した最初の国際合意であり、サンフランシスコ会議における女性団体の力強いロビイングと数カ国の政府代表の女性たちによる支持の賜物です。憲章は、その前文で“男女の同権”に関する信念をあらためて確認しており、国連の目的には“人種、性、言語又は宗教による差別なく”人権の尊重を助長奨励することが含まれます²⁴。憲章は、また、国連は“その主要機関及び補助機関に男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない”と規定しています²⁵。

女性の権利は、さらに、1948年に国連で採択された世界人権宣言の起草者たちにとっての課題でもありました。国連人権委員会は、宣言において女性の地位の問題を扱うという特別な任務を与えられており、様々な代表がこの任務を真剣に受け止めていました²⁶。世界人権宣言の起草における女性の政府代表や組織による影響の形跡は、前文における男女の平等な権利への言及、第2条の宣言が規定する権利の享受に関する性に基づく差別の禁止、第16条の婚姻前、婚姻中、婚姻後の女性の平等な権利の保障に見ることができます。

2つの主要国際人権条約である、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）と市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は、ともに1966年に採択されたものですが、制限的であるにせよ、女性の権利保護を含んでいます。どちらの規約も、そこで認められている権利について、性を含む“いかなる差別もなしに”尊重されると規定しています²⁷。また、より具体的には、締約国は、規定が定める権利の享有について男女に同等の権利を確保しなくてはなりません²⁸。自由権規約は、さらに、法の前の平等の広範な保障と、性を含む数々の理由による差別の禁止を定めています²⁹。国際人権法は、このように

女性の権利に関する法体系の骨格をなすものですが、これらの約束は実現されていません。

女性のための国際人権条約で最も広範にわたるものは、1979年に国連総会で採択された女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約です。条約は、広義の差別の定義を第1条で規定しており、機会の平等（形式的平等）と結果の平等（事実上の、または実質的平等）の両方をカバーしています。条約は、男女平等原則の実際的な実現を確保するために、国家に法的その他の手段をとることを要請しています³⁰。この条約は、政治的および公的活動³¹、国際機関³²、教育³³、雇用³⁴、保健³⁵、金融上の信用³⁶、文化的活動³⁷、農村セクター³⁸、法³⁹など、締約国が差別を撤廃するために取組まなくてはならない広範な分野を包含しています。その広いカバー範囲において、女性差別撤廃条約は、社会権規約と自由権規約が別々に作られたことに示されている市民的および政治的権利と経済的、社会的および文化的権利の伝統的な分断を乗り越えているのです。

女性差別撤廃条約は、また、政治や教育といった“公的”領域を規制するために法を用いながら、家族のような“私的”領域は規制せずに残すというような、国際法が固守してきた公的な活動領域と私的な活動領域の間の二項対立を克服しています。たとえば、女性差別撤廃条約は、世界人権宣言のような人権文書とは異なり、制限的ながら、家族内での女性の平等な権利を明示的に認めています⁴⁰。女性差別撤廃条約からの重要な欠落は、女性に対する暴力の禁止です。これは、条約採択当時には、女性に対する暴力の世界的な広がりがまだよく理解されていなかったか、あるいは暴力が差別として分析されていなかったためと思われる。女性差別撤廃条約の監視機関である女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、1992年に女性に対する暴力についての一般的勧告を採択し、“ジェンダーに基づく暴力は、差別の一形態である……人権と基本的自由の女性による享受を害し又は無効に

するものである”と述べました⁴¹⁾。

その広い対象範囲にもかかわらず、(または、むしろそのために)女性差別撤廃条約の軽視も広く見られます。同条約は、驚くべき数の締約国を有していますが(2009年7月現在186カ国)、多くの国が、条約に対するコミットメントを損なうような広範な留保を条約規定に付しているのです⁴²⁾。こうした留保の多くは、文化や宗教の主張に基づくものです。いくつかの国は広範な留保に反対しており⁴³⁾、CEDAWは留保国を厳密に審査しています。しかし、留保を管轄する国際法レジームにおいては、包括的な留保を撤回するよう国家に圧力をかける以上の直接的な制裁を行うことはできません⁴⁴⁾。

2000年に採択された選択議定書は、CEDAWへの個人通報制度と、組織的で広範な条約違反に関する調査制度を認めています。これらのメカニズムは、他の人権条約の同様な規定と比べてあまり活用されていません。CEDAWは、2004年7月に選択議定書第8条に基づき、メキシコの女性に対する暴力に関する調査1件を実施しました。2004年以来、委員会は、11件の通報について見解を採択あるいは決定を行い、うち4件については条約違反を認定しました。これに対し、自由権規約委員会は、自由権規約の選択議定書に基づいて、同期間に77カ国に関する1279件の登録済み通報を検討し、250以上の決定あるいは見解を記録しています。

CEDAW委員会が果たしている重要な役割についても触れておきましょう。CEDAWは、女性差別撤廃条約の下で法解釈を発展させることに非常に積極的であり、女性に対する直接および間接差別の存在を強調し、女性の人生の現実と単なる形式的平等ではなく構造的な変化の必要性に焦点を当ててきました⁴⁵⁾。

しかし、全体として、女性に関する国際人権基準の発展は、18世紀にオランプ・ドゥ・グージュ(Olympe de Gouges)がフェミニズムのパラドックスとして指摘した、女性の権利は、

一般的な規範によって最もよく守られるのか、あるいは女性のみ適用される特別な規範によって守られるべきかという、戦略的ディレンマを物語っています⁴⁶⁾。このディレンマは、現代の国際法による女性の不平等な地位への対応にも浸透しています。つまり、一般的な法による女性の地位向上の試みは、女性の関心事をよりグローバルな問題と目されるものに埋もれさせてしまう可能性があります。女性のために独自の制度的メカニズムを構築することは、“一般の”人権機関より力も資源もなく優先順位も低い女性のゲッターを作るという代償をともしません⁴⁷⁾。

フェミニスト批評は、国際人権システムにいくばくかの影響を与えてきました⁴⁸⁾。ひとつの例は、国連人権機関において女性の人生への考慮を促進するための手法として開発された“ジェンダー主流化”です⁴⁹⁾。この概念については、1997年にECOSOC(経済社会理事会)が次のように定義しています。

ジェンダー視点の主流化とは、立法、政策あるいはプログラムを含む、すべての分野およびすべてのレベルにおいて計画されたあらゆる行動が、女性と男性にとって内包する意味を評価するプロセスである。これは、すべての政治的、経済的および社会的領域において、女性と男性が平等に利益を享受し、不平等が永続しないように、男性と同様に女性の関心事や経験を、企画、実施、モニタリング、評価の不可欠な一側面とするための戦略である。最終的な目的は、ジェンダー平等の達成にある⁵⁰⁾。

国連人権システムにおけるジェンダー視点主流化へのアプローチは、1995年の専門家会合によって形成されました⁵¹⁾。人権委員会(Commission on Human Rights)は、その後数年にわたって“国連システム全体にわたって

女性の人権を統合する”ことに関する複数の決議を採択しています⁵²⁾。これらの決議は、国連人権システムのあるゆる構成要素に対して“恒常的かつ組織的に、それぞれの任務の実施においてジェンダー視点を考慮に入れる”という要請を更新するものです⁵³⁾。決議では、締約国の報告書審査、一般的意見の作成、勧告や総括所見の送付についての“ジェンダー・センシティブ・ガイドライン”に言及しながら、ジェンダー視点を統合するための人権条約機関の責任が具体的に示されています。ECOSOCおよび人権委員会は、また、国別およびテーマ別特別報告者、専門家、作業部会に対して、報告書に男女別データを含めること、女性に特有の人権侵害を指摘すること、女性に対する暴力特別報告者と協力し情報交換することを要請しています⁵⁴⁾。

国連人権システムにおけるジェンダー主流化の要請に対する反応は、ほとんどありません⁵⁵⁾。これは、ある程度、当該システムの大部分において、女性がほとんど代表されていないということの産物でもあります。それゆえに、より多くの女性の参加という要請は、それ自体ジェンダー主流化戦略の一部でもあるのですが、あまり影響を与えていません。ジェンダー主流化の任務に対する反応の良し悪しは、少なくとも1人か2人の委員がこの問題に対して強いコミットメントを抱いているかどうかにかかっているようです。たとえば、社会権規約委員会では、ジェンダー主流化の任務について限定的ながら取り上げており、少なくとも締約国報告書の総括所見や一般的意見において、女性の地位について言及しています⁵⁶⁾。ジェンダー主流化は、これらの中で、性に基づく非差別についての熱心な勧めや、関連する意思決定過程への女性の包摂、問題となっている権利へのアクセスに関して女性が直面している特別な負担への言及として表現されています。しかし、各委員会の報告書作成ガイドラインには、女性とジェンダーの問題に関してばらつきがあります。あ

るガイドラインは女性の状況に関する情報を要請していますが、他のガイドラインにはありません。たとえば、複数のガイドラインが、無料初等教育の権利に関する少女たちの状況に言及していません⁵⁷⁾。

自由権規約委員会では、女性の状況に関心を示す一般的意見をいくつか採択しています。特に明示的なのは、2000年に採択された自由権規約第3条に関する一般的意見No.28です⁵⁸⁾。この文書は、規約に規定された個々の権利について検討し、それらが女性の生活に影響を及ぼすであろう方法についてコメントしています。しかし、こうした規定の解釈や実施は、女性に対して限られたものでしかありません。たとえば、人権委員会は、女性の地位向上に対する重大な障害である女性に対する間接差別をなかなか認めようとしてきませんでした⁵⁹⁾。国際的な拷問禁止の文脈においては、Alice Edwardsが、国連条約機関は一般的原則を女性の人生に適用することに関して、必ずしも肯定的でない経歴を有していることを示しています⁶⁰⁾。

自由権規約委員会は、時に、女性の状況への関心を高めるために総括所見の採択を利用してきました。たとえば、1996年のペルーの自由権規約に基づく定期報告書に対する総括所見では、レイプされた場合でも中絶が犯罪とされているために“裏庭”での中絶が妊産婦死亡率の主要な原因となっていることに注意を喚起しました。委員会は、“これらの規定は、女性が単に非人間的な待遇を受けているということだけでなく、規約第3条〔自由権規約が定める権利を男女が平等に享受する権利〕、第6条〔生命に対する権利〕、第7条〔拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いから自由になる権利〕に反している可能性がある”と述べました⁶¹⁾。しかし、総じて、自由権規約委員会は、ときおり公的領域における女性の数について質問やコメントをし、女性に関する統計的情報の提供を要請するということしかしていません⁶²⁾。人権の享受におけるジェンダー

の影響に関して、より詳細な質問が行われた形跡はほとんどありません。

人権条約機関の年次議長会議の記録によれば、ジェンダー主流化に関する定期的な討議は行われていません⁶³⁾。締約国から条約機関に提出される報告書のガイドラインも、この戦略についてほんのわずかしか触れていないのです⁶⁴⁾。人権委員会は、定期的に、人権特別報告者の活動に女性の人権を統合するよう呼びかけてきました⁶⁵⁾。こうした専門家による報告書は、しかしながら、ジェンダー主流化に対する抵抗か、さもなければ誤解を示しています。報告書では、せいぜい女性が人権侵害の被害者になった個別の事例に関する情報が提示されるだけで、これらの被害と公的、私的生活における女性の地位との関係についての分析はされていません⁶⁶⁾。また、特別報告者は、“女性と子ども”という分類に言及する傾向があり、母としての女性のアイデンティティや価値を強調しています⁶⁷⁾。女性とジェンダーに関して他のどの特別報告者より重要なのは、実は、女性に対する暴力の撤廃に特化した特別報告者です⁶⁸⁾。男性に比べて少数の女性しか、“主流”特別報告者の地位には任命されていません⁶⁹⁾。ジェンダー主流化は、多くの場合、問題となっている権利や状況によって何人の女性が影響を受けているかに注目することだと理解されています⁷⁰⁾。女性に関する情報は、たとえば、何人かのアフガニスタンの人権状況に関する特別報告者による報告書のほとんどにおいて、何の分析もなしに一般的かつ大雑把に短く記述されただけでした⁷¹⁾。

全体として、国連の人権システムにおける女性とジェンダーの問題への関心は、偶発的なものにすぎません。せいぜい特定の文脈において、主に統計上で示された女性の地位に注目が寄せられるだけで、性とジェンダー役割についてのステレオタイプが人権の問題にどのように影響しているのかについての理解はほとんどありません。女性の人権侵害は、あたかも生物学的な

事実であるかのように、女性に内在的な脆弱性の一側面として提示されることが多いのです。

3 変革のための提言

オランプ・ドゥ・グージュは、女性の権利は一般的規範と特別規範のどちらによってよりよく守られるのかについて頭を悩ませていました。国連人権システムは、一般的規定と特別規定のどちらも女性にとっては限られた価値しか持たないことを示しています。このような状況を組織レベルで変えることはできるのでしょうか？

2006年、当時アフリカのAIDSに関する国連大使であったカナダの外交官 Stephen Lewis は、UNICEF（ユニセフ）、UNFPA（国連人口基金）、WHO（世界保健機構）、UNDP（国連開発計画）の活動の諸側面を組み合わせ、女性の権利、健康、安全を保護するための多国間組織を作るべきであるという勇気ある提案をしました⁷²⁾。彼は、このような組織の創設は、国連がこれまでに子ども、健康、食糧、教育など特定の問題に対処するための機関を作ってきた方法と一貫していると主張しました。この提案は、2006年11月に国連システムの一貫性に関するハイレベル・パネルにおいて承認され、UNIFEM（国連女性開発基金）、国連ジェンダー問題特別顧問事務所、国連女性の地位向上部の統合が勧告されました。パネルは、いつになく率直な言葉で“国連は、ジェンダー平等と女性のエンパワメント実現のために各国を支援する主要なアクターであり続けているにもかかわらず、国連の貢献には一貫性がなく、資源が不十分で、しかも散発的だという強い印象がある”と述べました⁷³⁾。

多少時間はかかりましたが、2008年後半に“新しいジェンダー平等機構（new gender architecture）”についての提案が国連総会第三委員会において議論されました⁷⁴⁾。会合では、副事務総長がこの問題について作成した、改革についての4つの選択肢を提案する文書が検討されました。4つの選択肢とは、(a) 現状維持、

(b) 自立的な基金またはプログラムの創設、
(c) 事務局の一部局としての創設、
(d) 複合機関の創設です。第三委員会は4番目の選択肢で合意し、2009年の国連総会において実現のための更なる計画を議論することになっています。

女性に関する国連活動の歴史は、女性のための国連機関が調査研究、訓練、女性の生活向上のための取組みにとって貴重なフォーカル・ポイントに成りうることを示唆しています。同時に、そのような機関の創設は、“女性問題”が主流の国際的関心事からはずれ、結果として無視されてしまう危険もはらんでいます⁷⁵⁾。多くは、女性機関の地位と予算にかかっています。既存の3つの国連女性関連機関の予算の合計は6500万米ドルですが、国連人口基金の予算は4億5000万米ドル、ユニセフは20億米ドルです⁷⁶⁾。システム一貫性パネルは、当初、国連女性機関の予算として2億米ドルを提案しましたが、これは不適切であるとして広く批判されました。

国連女性機関の重要な任務は、女性の生活に関する議論を男性との平等概念中心の議論から引き離すことです。国際人権文書に含まれている非差別および平等の言語は、容易に形式的な平等概念に矮小化されてしまうため、女性に対してはあまり効果的ではありません。同じような状況に置かれた男性との比較における非差別の約束は、女性にとっては切れ味がよくないのです。なぜなら、世界中において、女性の人生はあまりにも多くの点で男性と異なっており、たとえば、再生産、経済的機会、教育、政治的・社会的文脈などのすべてが女性の人生を男性のそれとは違ったものにしています⁷⁷⁾。女性差別撤廃条約が認めている事実上の平等概念は、男性を人生の基準とする考え方を克服し、実質的な平等をもたらすために編み出されたものです。しかし、これを国際的な領域で実現することは、国内の法制度において実現するのと同じぐらい困難であることが証明されています。

平等言説は、女性の利益になるような方法で、女性の人生の特異性を強調することを難しくしています。女性の人生の詳細を覆い隠し、彼女たちを厄介で不正確な分類に押し込めるのです。その一例として、国際法による差別の一形態としての女性に対する暴力の理解が挙げられます。実際には、暴力は差別の産物であるというよりも権力と支配の産物であり、それを差別として理解することは、説得力に欠ける無理な議論をすることに通じます。

新しい国連女性機関にとって、人権分野における挑戦のひとつは、女性の人生の制約を正確に捉え、変革のために政治的な勢いを作り出すことのできる新たな概念を発展させることです⁷⁸⁾。国内法におけるこうした概念の例にセクシュアル・ハラスメントがあります。Rosemary Hunterが指摘するように、セクシュアル・ハラスメントの概念は“何に関係しているかを視覚的に明らかにし、不正義を暗示し、慣習を終わらせて被害を受けた人々に対する補償を提供するために介入が必要であると訴える”ものです⁷⁹⁾。彼女は、差別パラダイムに代わるものとして、たとえば、女性の賃金格差に関して、男性基準の存在を即座に意味する“平等賃金”ではなく、“過小評価”概念を提案します。また、差別の言語に対するもうひとつの代替案として、表面上中立な政策によって不利な立場に追いこまれた集団に対して関心を集めるための、資源配分分野における“政治的ネグレクト”という言葉があります。こうした考え方には、国際的な舞台でも共鳴するものがあります。たとえば、政治的ネグレクト概念は、国際金融機関の政策による女性の生活への影響を捉えるために使うことができるのです。

女性の権利追求のための最良の戦略についてのオランプ・ドゥ・グージュの難問は、容易に解決できるものではありません。女性たちは、総合的な機関の中であれ、女性に特化した機関であれ、自分たちの権利を認めてもらうためにいつも闘うことになるのです。これから進むべ

き道は、地球上の女性と男性の人生の格差を縮小するために、あらゆる機関を通じて活動することです。国際法が認める限定的な平等パラダイムから距離を置くことは、幸先の良いスタートになるかもしれません。

4 結論

女性差別撤廃条約採択からの30年と国際法におけるフェミニスト研究の20年を経て、私たちは、フェミニスト的語彙が国際法に到達したと認めることができます。私は、これらの語彙が空疎な繰り返しによって空洞化され、現状を強化するために配置される可能性を示唆してきました。しかし、正義と国際法の言語は、稀にしか実現されないものだとしても、ラディカルな可能性を含んでいます。特に国際人権法は、Sally Engle Merry が言うように“つねに、その境界をくぐり抜けて純粹に解放的な方法で機能するという危険をはらんでいる”のです⁸⁰⁾。女性差別撤廃条約の最も価値ある側面は、それが国際的な場面において問題を特定し定義することを通じて、文化的な変容を奨励できるということ⁸¹⁾です。

女性差別撤廃条約は、国内の文脈に置き換えられたときに最も力を発揮するのかもしれませんが。最後に、条約がオーストラリアの法律と実践にどう影響したかを簡単にお話ししましょう。オーストラリアは、1983年に条約を批准しました。批准によって、1984年には国内の性差別禁止法に憲法上の基礎が与えられました。これはオーストラリアにとって大きな前進でしたが、1984年性差別禁止法は、条約のいくつかの規定を実施するに過ぎませんでした。雇用と教育という公的生活の限られた分野と、性および婚姻関係に基づく差別だけが対象とされたのです。また、この法律は、たとえば宗教学校における雇用慣行など、恒久的な例外を数多く認めていました。

昨年、オーストラリア上院は、性差別禁止法について広範な調査を実施し、構造的な形態の

差別を犠牲にして個別ケースに焦点を当ててきたことなど、数多くの弱点を認めました。女性差別撤廃条約の解釈に依拠した上院委員会の勧告は、単に差別を取り上げるのではなく平等に焦点を当てた規定の採択など、この法律の強化について重要な提案をしています。このように、国際的な基準は、国内の法システムに対して圧力を加えるべき貴重な論点を提供し続けることができるのです。

注

- 1) Frank Kermode, *The Sense of an Ending*, New York: Oxford University Press (1967) p.11.
- 2) 女性差別撤廃条約第8条。
- 3) 1950年の欧州人権条約との関連において、Marie-Bénédicte Dembour, *Who Believes in Human Rights?*, Cambridge: Cambridge University Press (2006), pp.188-231 参照。
- 4) 拷問禁止条約第1条。
- 5) 社会権規約第6条。
- 6) 詳しくは、Sally Engle Merry, *Human Rights and Gender Violence: Translating International Law into Local Justice*, Chicago: University of Chicago Press (2006)。
- 7) Catharine MacKinnon, *Are Women Human? And other International Dialogues*, Cambridge: Harvard University Press (2006) と Janet Halley, *Split Decisions: How and Why to Take a Break from Feminism*, Princeton: Princeton University Press (2006) の違いは、このような状況の一例である。Karen Engle, “‘Calling in the Troops’: The Uneasy Relationship Among Women’s Rights, Human Rights, and Humanitarian Intervention”, *Harvard Human Rights Journal* 20 (2007) p.189 も参照。Marysia Zalewski, ‘Do We Understand each Other Yet? Troubling Feminist Encounters With (in) International Relations’, *British Journal of Politics and International Relations* 9 (2007) p.302 はフェミニスト国際関係論内部における同様の議論を描写している。
- 8) ‘Power and Irony, or, International Law after the Après-Guerre’ in E. Jouannet, H. Ruiz Fabri, and J.M. Sorel (eds), *Regards D’Une Génération de Juristes Sur Le Droit International*, Paris: Editions A Pedone (2008) p.79.
- 9) Elizabeth Grosz, ‘A note on essentialism and difference’ in S. Gunew (ed), *Feminist Knowledge: Critique and Construct*, London and New York: Routledge (1990) p.332.
- 10) たとえば、David Kennedy, *The Dark Sides of Virtue: Reassessing International Humanitarianism*, Princeton: Princeton University Press (2004); *Of War and Law*, Princeton: Princeton University Press (2006)。

- 11) 'The Tragedy of Victimization Rhetoric: Resurrecting the "Native" Subject in International/Post-Colonial Feminist Legal Politics', *Harvard Human Rights Law Journal* 15 (2002) p.1.
- 12) 'Feminism and its (Dis) Contents: Criminalizing Wartime Rape in Bosnia and Herzegovina', *American Journal of International Law* 99 (2005) p.778.
- 13) Karen Engle, 'International Human Rights and Feminisms: When Discourses Keep Meeting' in D. Buss and A. Manji (eds), *International Law: Modern Feminist Approaches*, Oxford and Portland: Hart Publishing (2005) p.47.
- 14) Halley 前掲書 (注7), p.20.
- 15) Ibid.
- 16) Ibid, p.21. Janet Halley, 'Rape in Berlin: Reconsidering the Criminalisation of Rape in the International Law of Armed Conflict', *Melbourne Journal of International Law* 9 (2008) p.78 も参照。
- 17) Hilary Charlesworth, 'Are Women Peaceful? Reflections on the Role of Women in Peace-Building', *Feminist Legal Studies* 16 (2008) p.347.
- 18) United Nations. *Press Release from the Secretariat on the Secretary-General's address to the special meeting of the Security Council meeting on women and peace and security*, UN Doc. SG/SM/7598 (24 October 2000).
- 19) 国際的介入に関する異なる種類のフェミニスト的関わり方を, Catharine MacKinnon の議論に見ることができる。MacKinnon は, 2001年9月11日の米国に対する暴力と女性に対する地球規模での暴力には直接的な類似点があり, どちらの形態の暴力も国際的な介入を必要とする論じる。彼女は, 次のように問いかけている。
- 国際法の構造や実践において, 女性に対する暴力というこの日常的な戦争, 世界中で毎日続く女性に対するこのテロリズム, 集団によって組織的に日々もたらされる平和へのこの脅威のために, 9月11日の攻撃によって喚起されたレベルの集中力や決意に近い何らかの反応を引き出すためには, 何が必要なのだろうか? ……2001年9月10日以前には, これだけの国際法違反と度重なる安保理決議がありながら, なぜ, [アフガニスタン女性の] 処遇だけでは戦争行為あるいは介入(そう, 軍事的介入を含めて)の理由とみなされなかったのか?
- Are Women Human?*, Cambridge: Harvard University Press (2007) pp.271-272.
- 20) 'The Exile of Inclusion: Reflections on Gender Issues in International Law over the Last Decade', *Melbourne Journal of International Law* 10 (2009) pp.11-12.
- 21) Ibid, p.21.
- 22) この用語は Maria Lugones が 'Playfulness, "World-Travelling", and Loving Perception,' *Hypatia* 2 (1987) p.3 で紹介したものである。
- 23) Isabelle Gunning, 'Arrogant Perception, World-Travelling and Multicultural Feminism: The Case of Female Genital Surgeries', *Columbia Human Rights Law Review* 23 (1991-1992) p.189, 191.
- 24) 国連憲章第1条。
- 25) 同第8条。
- 26) Hilary Charlesworth, 'The Universal Declaration on Human Rights' in *The Max Planck Encyclopedia on Public International Law* (2008) における議論を参照。
- 27) 自由権規約第2条, 社会権規約第2条。
- 28) 自由権規約第3条, 社会権規約第3条。
- 29) 自由権規約第26条。
- 30) 女性差別撤廃条約第2条。
- 31) 同第7条。
- 32) 同第8条。
- 33) 同第10条。
- 34) 同第11条。
- 35) 同第12条。
- 36) 同第13条 (b)。
- 37) 同第13条 (c)。
- 38) 同第14条。
- 39) 同第15条。
- 40) 同第16条。
- 41) 一般的勧告 No.19 女性に対する暴力, UN Doc. A/47/38, CEDAW/C/1992/L.1/Add 15 (30 January 1992)。
- 42) 留保の文言は, <http://treaties.un.org/> から入手可能。
- 43) 留保に対する反対の文言は, Ibid より入手可能。
- 44) 条約法に関するウィーン条約第19条。
- 45) たとえば, 暫定的特別措置に関する一般的勧告 No.25, UN Doc. A/59/38 (2004) paragraph 4 参照。Paragraph 10 は, 締約国に法や政策, 実行が "歴史的に形成された男性的な権力パラダイムや生涯パターンに基づくものではなくなるよう" 改正することを求めている。
- 46) Sari Kouvo, *Making Just Rights? Mainstreaming Women's Human Rights and a Gender Perspective*, Uppsala: Iustus Förlag (2004) p.104.
- 47) Hilary Charlesworth and Christine Chinkin, *The Boundaries of International Law: A Feminist Analysis*, Manchester: Manchester University Press (2000) p.219 参照。
- 48) Rachel Johnstone, 'Feminist Influences on the United Nations Human Rights Treaty Bodies', *Human Rights Quarterly* 28 (2008) pp.148-185.
- 49) Hilary Charlesworth, 'Not Waving but Drowning: Gender Mainstreaming and Human Rights', *Harvard Human Rights Journal* 18 (2005) p.1.
- 50) United Nations, *Platform for Action, ECOSOC Agreed Conclusions* 1997/2 (1997) <http://www.un.org/womenwatch/osagi/pdf/ECOSOCAC1997.2.PDF>.
- 51) *Expert Group Meeting on the Development of Guidelines for the Integration of Gender Perspectives into Human Rights Activities and Programmes*, U.N. ESCOR, 52nd Sess., UN Doc. E/CN.4/1996/105 (1995).
- 52) U.N.CHR, 54th Sess., 52nd mtg, UN Doc. E/CN.4/RES/1998/51 (1998); U.N. CHR, 55th Sess., 55th mtg, UN Doc. E/CN.4/RES/1999/41 (1999); U.N. CHR, 56th Sess., 65th mtg, UN Doc. E/CN.4/

- RES/2000/61 (2000).
- 53) U.N. CHR, 53rd Sess., 57th mtg, paragraph 4, UN Doc. E/CN.4/RES/1997/43 (1997).
- 54) この点に関する進展の詳細については, *The Question of Integrating the Human Rights of Women throughout the United Nations System: Report of the Secretary-General*, U.N. ESCOR, 61st Sess., UN Doc. E/CN.4/2005/68 at paragraphs 43-53 参照。
- 55) すべての人権機関による対応の詳細については, *The Question of Integrating the Human Rights of Women throughout the United Nations System: Report of the Secretary-General*, U.N. ESCOR, 61st Sess., UN Doc. E/CN.4/2005/68 at paragraphs 23-41 参照。1995-1997年の期間に関する研究については, Anne Gallagher, 'Ending the Marginalization: Strategies for Incorporating Women into the United Nations Human Rights System', *Human Rights Quarterly* 19 (1997) p. 283 参照。この分野における6つの人権機関に関する調査については, Kouvo, *Making Just Rights?* pp. 257-282 参照。
- 56) たとえば, 入手可能な最高水準の健康に関する権利について, *Substantive Issues Arising in the Implementation of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*, General Comment No. 14, U.N. ESCOR, 22nd Sess., Agenda Item 3, UN Doc. E/C.12/2000/4 (2000) 参照。水に関する権利については, *Substantive Issues Arising in the Implementation of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*, General Comment No. 15, U.N. ESCOR, 29th Sess., Agenda Item 3, UN Doc. E/C.12/2002/11 (2002) も参照。同委員会の活動の分析については, Kouvo, *Making Just Rights?* pp. 268-271 参照。
- 57) 一般に, Gallagher, 'Ending the Marginalization', pp. 301-302 参照。
- 58) *General Comment 28 on Article 3 of the IC-CPR: Equality of Rights Between Men and Women*, Human Rights Committee, 68th Sess., UN Doc. CCPR/C/21/Rev.1/Add.10 (2000).
- 59) たとえば, *Cavalcanti Araujo-Jongen v The Netherlands* 418/1990; *A.P. L. v d. M v The Netherlands* 478/1991. *Broeks v The Netherlands* 172/1984 と比較せよ。
- 60) Alice Edwards, 'The "Feminizing" of Torture under International Human Rights Law', *Leiden Journal of International Law* 19 (2006) p. 350.
- 61) Christine Ainetter Brautigam, 'Mainstreaming a Gender Perspective in the Work of the United Nations Human Rights Treaty Bodies', *American Society of International Law Proceedings* 91 (1997) p. 389, 393.
- 62) たとえば, *International Covenant on Civil and Political Rights, List of Issues to be Taken up in Connection with the Consideration of the Fifth Periodic Report of Morocco*, Sess.81, UN Doc. CCPR/C/82/L/MAR (2004) 参照。
- 63) たとえば, *Report of the Chairpersons of the Human Rights Treaty Bodies on their Twentieth Meeting*, U.N. GAOR, 63rd Sess., Provisional Agenda Item 67 (a), UN Doc. A/63/280 (2008) 参照。Paragraph 32に, ジェンダー統計に関する簡単な言及がある。
- 64) *Compilation of Guidelines on the Form and Content of Reports to be Submitted by States Parties to the International Human Rights Treaties*, UN Doc. HRI/GEN/2/Rev.5 (29 May 2008), paragraph 42 (f).
- 65) *Question of Integrating the Human Rights of Women Throughout the United Nations System* 参照。さらに *Letter Dated 21 March 1997 from the Director of the United Nations Development Fund for Women Addressed to the Chairman of the Commission on Human Rights*, Annex: Integration of Women's Human Rights into the Work of the Special Rapporteurs, U.N. ESCOR, 53rd Sess., Agenda Item 9 (a), UN Doc. E/CN.4/1997/131 (1997) 参照。
- 66) *Ibid*, paragraph 14.
- 67) *Ibid*, paragraph 18.
- 68) The Commission of Human Rights, Report of the Fiftieth Session, *Question of Integrating the Rights of Women into the Human Rights Mechanisms of the United Nations and the Elimination of Violence Against Women*, Res. 1994/45, at paragraph 6, UN Doc. E/CN.4/1994/L.8/Rev.1 (1994). (女性に対する暴力特別報告者の設置)
- 69) 人権理事会のウェブサイト到现在掲載されている23人の特別報告者のうち女性は8人で, そのうち6人は2008年5月に任命された。
- 70) Kouvo, *Making Just Rights?*, pp. 235-236.
- 71) *Ibid*, pp. 248-251.
- 72) Remarks by Stephen Lewis, UN Special Envoy for AIDS in Africa, to a High-Level Panel on UN Reform, Geneva, 2 July 2006.
- 73) UN, *Delivering as One: Report of the Secretary-General's High-Level Panel on System-wide Coherence*, 9 November 2006, <http://www.un.org/events/panel/resources/pdfs/HLP-SWC-FinalReport.pdf>, accessed 16 February 2009.
- 74) UN General Assembly 62nd session, agenda item 116, resolution A/Res/62/277 (7 October 2008).
- 75) この種の議論は, 2006年のStephen Lewisの提案に対して, 国連ジェンダー問題事務総長特別顧問 Rachel Mayanjaによってなされている。彼女は, 女性機関は“女性問題のゲッターを作る”ことになると論じ, それよりも既存の国連機関の中で女性問題に平等な重みを与えるべきであると述べた。Toronto Star, 1 July 2006 参照。
- 76) <http://ipsnews.net/news.asp?idnews=36570>, accessed 13 February 2009 参照。
- 77) Rosemary Hunter, 'Introduction: Feminism and Equality' in Rosemary Hunter (ed.), *Rethinking Equality Projects in Law: Feminist Challenges*, Oxford and Portland: Hart Publishing (2008) p. 4.
- 78) Rosemary Hunter は, 国内法システムの文脈においてこの提案をしている。Ibid, p. 8.
- 79) *Ibid*, pp. 82-83.

80) Sally Engle Merry, *Human Rights and Gender Violence: Translating International Law into Local Justice*, Chicago: Chicago University Press (2006) p.231.

81) これが、Engle Merry の著書における中心的議論である。

(翻訳：近江美保 神奈川大学大学院法学研究科博士後期課程)

*本稿は、2009年7月31日に本学横浜キャンパスにおいて開催された国際シンポジウム「男女平等への人類の歩み—世界の潮流，日本の視座 Toward a Gender-Equal Society: Global Contexts and the Japanese Perspectives」(主催・神奈川

大学)に際して、基調講演者ヒラリー・チャールズワース教授(オーストラリア国立大学)が提出された“Inside/Outside: Women and International Law”を日本語に訳出したものである。日本語訳の初出は同シンポジウムの協賛団体でもある国際女性の地位協会の年報『国際女性』23号(2009年)だが、国際法におけるフェミニスト・アプローチの文字通りの第一人者といってよい同教授の問題関心を鮮明に映し出した本稿を通して、日本の法律家の方々にも、グローバルなジェンダー／法秩序の現状と課題を感じとっていただければ幸いである。国際女性の地位協会と、本稿の訳出にあられた近江美保さんに改めて御礼申し上げます。(阿部浩己)